

平成 24 年 5 月 14 日
総務部法務・文書課

条例の一斉点検・見直しについて（案）

1 趣旨

制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないものがあると考えられることから、行財政改革取組の一環として、県条例の適時性を確保するために、原則として全ての条例を対象に一斉に点検・見直しを行う。

2 点検・見直しの方法

(1) 対象とする条例（別紙 1）

平成 24 年 4 月 1 日（基準日）現在で、公布後 3 年以内の新規制定及び全部改正の条例を除く全ての条例を対象とする。

なお、議員提案条例については、県議会の判断に委ねるものとする。

(2) 点検・見直しの視点

次の 5 つの視点から点検・見直しを行う。

ア 必要性

当該条例がそもそも必要か、その内容は公的関与として実施する必要があるものか。

イ 適法性

当該条例が憲法や法律に抵触して違法という判断を受けるおそれがないか、司法手続において条例の効果を否定される可能性はないか。

ウ 有効性

当該条例が掲げた目的の実現にどこまで寄与するか、課題の解決にどの程度の効果を生じるか。

エ 効率性

当該条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要かつ十分か。

オ 公平性

当該条例の目的に照らして、その効果やコスト負担が公平に分配されているか、合理的な理由もなく不平等な取扱いが行われていないか。

(3) 点検・見直しのスケジュール（別紙 2）

ア 条例の所管部等において「条例の点検・見直しシート」による点検・見直し（平成 24 年 6 月末まで）

イ 総務部において点検・見直し結果の取りまとめ

ウ 条例の所管部等において条例改正・廃止案を作成

- エ 9月会議に点検・見直し結果に基づく第1次改正・廃止条例案を提出
- オ 審議会への諮問、パブリックコメント、周知期間等を要する条例については、第2次、第3次として12月、2月会議に提出
- カ 県民の権利・義務に関わる条例で、条例の改正・廃止について、慎重な検討を行う必要があり、平成24年度内に条例の改正・廃止が行えない場合は、平成25年度末までに県議会に改正・廃止条例案を提出
- キ 平成26年度以後は一定期間を設定して、定期的に条例の一斉点検・見直しを実施

条例一斉点検・見直しの対象条例数

1 対象とする条例

平成 24 年 4 月 1 日（基準日）現在で、公布後 3 年以内の新規制定及び全部改正の条例を除く全ての条例が対象

なお、議員提案条例は県議会の判断に委ねるものとする。

2 対象条例数

327 件 （①381 件－②32 件－③22 件）

(1) 平成 24 年 4 月 1 日（基準日）現在条例数 381 件…①

平成 23 年 12 月 27 日現在三重県法規集登載分（375 件）＋平成 24 年第 1 回三重県議会定例会議決分（6 件）

(2) 平成 24 年 4 月 1 日現在で公布後 3 年以内の新規制定及び全部改正の条例（「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を除く。） 32 件…②

三重県法規集登載分（26 件）＋H24 年第 1 回定例会議決分（5 件）＋1 件（全部改正）

(3) 議員提案条例（「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を含む。） 22 件…③

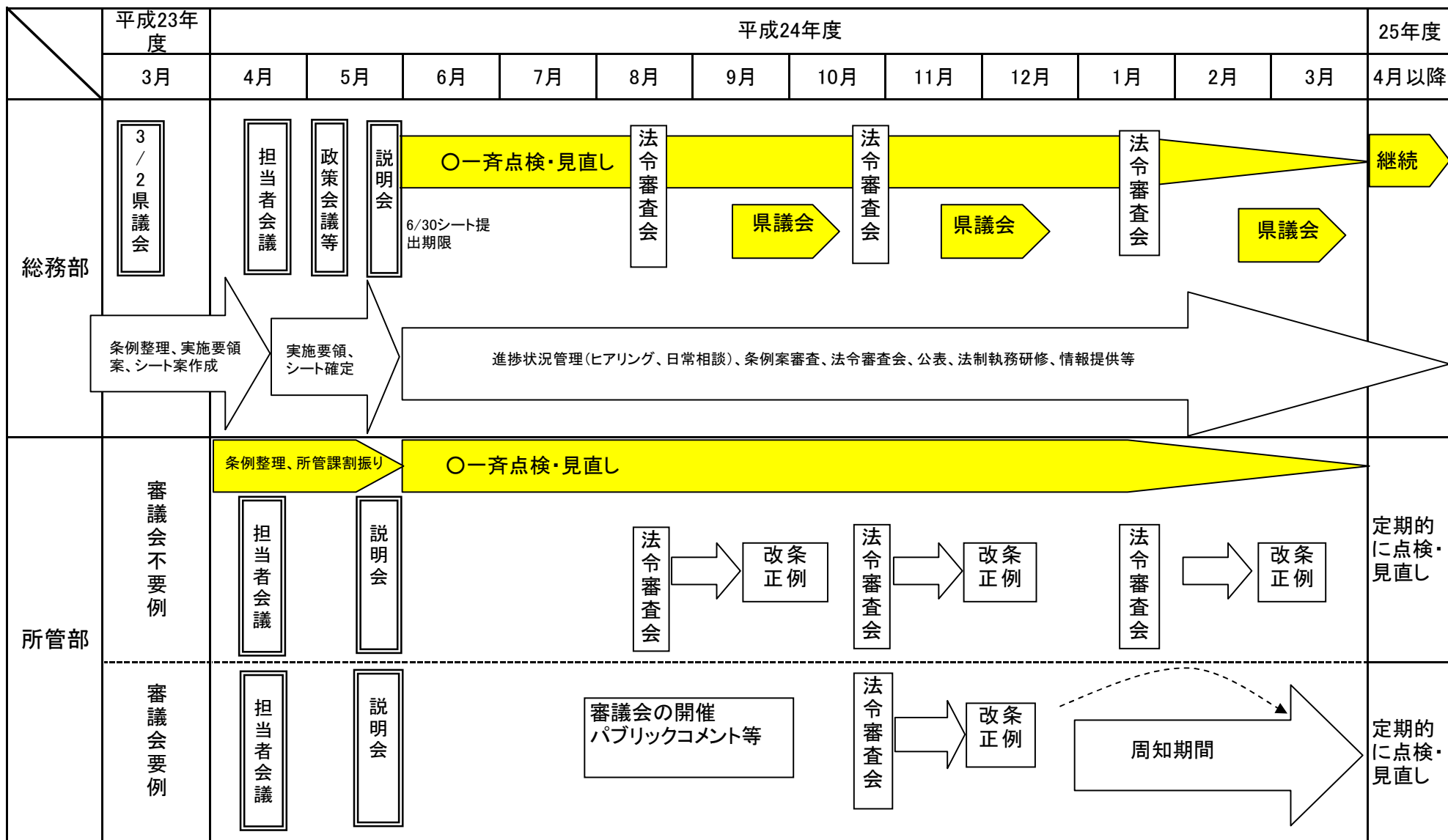
3 部局等別対象条例数

	防対	戦企	総務	健福	環生	地域	農水	雇経	県土	出納
条例数	10	5	76	72	39	27	26	17	30	1
3 年以内	0	0	4	14	5	3	3	1	0	0
対象条例	10	5	72	58	34	24	23	16	30	1

	企業	病院	教育	県警	人委	監査	議会	合計
条例数	4	3	31	15	2	1	22	381
3 年以内	0	0	0	2	0	0	1	33
対象条例	4	3	31	13	2	1	21	※327

※327=381-33-(22-1)

条例の一斉点検・見直しに係るスケジュール(案)



4

条例の点検・見直しシート(案)

資料1-2

		作成年月日		
条例の題名		公 布 日		整理 番号
条例番号		直近改正日		
所管部局課		(内線)		
条例の概要				条例の 類 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
① 必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。			
② 適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			
③ 有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。			
④ 効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			
⑤ 公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			
⑥ そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	見直し に関する 規定の 有無	有効期 限に関 する規 定の有 無

条例の点検・見直しシート記載要領（案）

- 1 作成年月日欄
シートを作成し、決裁を受けた年月日を記載してください。
- 2 条例の題名欄
省略せず、三重県法規集（M I I S内の三重県法規集データベースでも確認できます。以下同じ。）に記載されている正式な題名を記載してください。
- 3 公布日欄及び条例番号欄
三重県法規集の条例の題名の下に記載されている公布年月日及び条例番号を記載してください。
- 4 直近改正日欄
三重県法規集に記載された「沿革」欄（三重県法規集データベースでは「改正」欄。ただし、データの更新時点により、直近の改正情報が反映されていない場合がありますのでご注意ください。）の直近の年月日を記載してください。
- 5 整理番号欄
記載不要です。
- 6 条例の概要欄
条例に規定する目的及びその手段等についての概要を簡潔に記載してください。
- 7 条例の類型欄
プルダウンで選択（複数選択可）してください。類型の考え方は次のとおりです。
 - 「規制型」・・・一定の行政目的を達成するために、県民の権利を制限し、又は義務を課す規定を含むもの
 - 「誘導型」・・・一定の行政目的を達成するために、特定の者への給付その他の手法により、間接的に誘導をすることを目的とする規定を含むもの
 - 「理念型」・・・個別の行政領域について、理念、責務、施策の基本事項等を定めるもの
 - 「手続型」・・・法令に基づく申請の前に一定の手続を行うことを義務付ける規定を含むもの
 - 「財産管理型」・・・公の施設、基金等の設置、管理等について定めるもの
 - 「委任型」・・・法令の個別の委任に基づき制定されているもの
 - 「法執行型」・・・委任型以外で法令を執行するに当たり必要な事項を定めるもの

- 8 項目欄
それぞれの項目の考え方については、別紙「各設問項目の考え方」を参照してください。
- 9 回答欄
「はい」「いいえ」「該当なし」のいずれかをプルダウンで選択してください。
- 10 検討内容欄
回答欄の回答をするに至った検討内容を簡潔に記載してください。
- 11 点検・見直し結果欄
「改正を検討する」「廃止を検討する」「改正・廃止の必要はない」「その他」のいずれかをプルダウンで選択してください。
- 12 理由欄
点検・見直し結果欄で選択した結果の理由を、具体的に記載してください。
- 13 特記事項欄
特に留意すべき事項があれば記載してください。
- 14 見直しに関する規定の有無欄
「この条例の施行後〇年を経過した場合においてこの条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」に類する規定がある場合は「有」、ない場合は「無」と記載してください。
- 15 有効期限に関する規定の有無欄
「この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、その効力を失う。」に類する規定がある場合は「有」、ない場合は「無」と記載してください。

各設問項目の考え方（案）

①必要性

条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。

条例は、制定時の社会情勢を反映し、その時点で対処すべき行政課題に対応して制定されるものです。条例の目的は、普遍的な価値に向かって階層的に設定されます（多くの場合、第1条に規定されます。条例の目的の把握の仕方は、別添の「例示」を参照してください。）。ここで点検していただくのは、最終的な目的ではなく、条例で設定されている第1段階の目的が、現在の社会情勢の下でも妥当性を有するか否かです。

なお、目的規定を持たない条例の場合であっても、条例の制定によって達成しようとする目的は存在すると考えられますので、上記に準じて点検してください。

条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。

条例が何を対象にしているかを確認し、その対象に対して今後も条例に規定する手段を通じて公的な関与を行っていく必要があるか否かを点検してください。

条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。

現在において、条例に規定はあるものの、実際には行われていない事務・事業があるか否かを点検してください。

規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。

過度かどうかの判断は非常に難しいと考えますが、他の地方公共団体の例、国の施策の動向、規制を受ける者からの意見、規制によって守られる者の利益等の要素を考慮して、過度か否かを点検してください。

条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。

規則、要綱等での規定をもって足りるか否かを点検してください。

②適法性

根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。

根拠法令に抵触していないのは、最低限必要な要件です。条例制定後の法令の改正によって、不整合が生じていないか点検してください。

憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。

司法の判断において、他の地方公共団体で同様の規定が法令違反とされた例がないか、

近年の判例動向にも留意して、憲法、その他の法令等との整合性を点検してください。

条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。

条例に規定された事務手続と実際に現場で行われている事務手続の間に異なる点はないかを点検してください。

③有効性

条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。

条例に規定された手段が、条例の目的を実現するための直接の手段となっているか否か、直接の手段とはいえなくても整合的にかつ有効に機能しているか否かを点検してください。

条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。

県政の基本方針と条例の目的の整合性を点検してください。県民ビジョン以外の分野別の県政の基本的な方針との整合も含みます。

条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。

担当部局内部、市町、県民等から、条例そのものの効果又は条例の規定の一部の効果について、疑問を投げかけられたことがないかを点検してください。

条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。

もし、条例そのもの又は条例の規定の一部を廃止したと仮定した場合、明らかな支障が生じるか否かを点検してください。

④効率性

条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。

条例の目的を実現するためには、条例に規定された手段が全て必要であって、無駄な規定はないことを点検してください。

条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。

条例の目的を実現するためには、条例に規定された手段に不足な規定はなく、これ以上追加する必要がないことを点検してください。

関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。

関係する法令、条例で規定している手段と条例に規定している手段との重複はないかを点検してください。

⑤公平性

条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。

条例の執行に当たっての効果とは、条例の目的を実現することによる公益の増進と考えられます。また、コストとは、県が投入する資源であったり、規制型条例の場合は県民に課される義務、権利制限による逸失利益、その他の条例の場合は手続に係る県民の事務的な負担であったり、県民が負担する使用料等であったりします。これらの効果、コストを厳密に定量的に把握することは困難です。よって、ここでは、これらの効果とコストが公平に配分されているか否かを、実際の条例の執行担当者の意見を踏まえて定性的に点検してください。

条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。

条例の執行による効果が一部の県民に限られている場合であっても、公益上の必要性が認められる場合は、その旨を検討内容欄に記載してください。

条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。

条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られている場合であっても、公益上の必要が認められる場合は、その旨を検討内容欄に記載してください。

⑥その他

条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。

条例が対処すべき行政課題の性質上、県以外の主体との連携の必要性を検討の上、条例上の配慮があるか否かを点検してください。条例が対処すべき行政課題の性質上、必要がなければ、「該当なし」としてください。

市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。

特に「義務付け」「枠付け」についての市町等からの意見がある場合は、検討内容欄に記載してください。

例示

条例の目的の捉え方の例示

1 三重県環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、①基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、②これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって③現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

上記の条例の場合、①が第1段階の目的、②が上位の目的、③が最上位の目的となります。

2 食品衛生の措置基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めるものとする。

上記の条例の場合、「食品衛生法の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めること」が目的となります。

3 三重県部制条例

(部の設置)

第1条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の九部を置く。

防災対策部

(以下略)

上記の条例の場合、「地方自治法の規定に基づき、知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務を定めること」が目的となります。